単位:千円

事業名	事 項 名	30年度予算	前年度予算	差引増減額	頁
ひきこもり対策推進事	· 事業費	3,131	3,247	▲ 116	
	ひきこもり対策推進事業費	3,131	3,247	▲ 116	153
自殺総合対策事業費		18,661	18,365	296	
	自殺総合対策強化事業	18,661	18,365	296	153
職員給与費(障害福	· 祉総務費)	959,264	877,059	82,205	
,	職員給与費	959,264	877,059	82,205	
総務運営費		7,468	7,472	▲ 4	
	総務事務費	7,468	7,472	▲ 4	
障害者更生相談費		23,680	25,065	▲ 1,385	
	身体障害者更生相談費	12,928	13,873	▲ 945	154
	知的障害者更生相談費	9,034	9,362	▲ 328	154
	巡回相談費	1,718	1,830	▲ 112	154
障害福祉施設運営措	導費	51,455	50,657	798	
	視覚障害者情報センター運営費	26,935	26,137	798	155
	聴覚障害者情報センター運営費	24,520	24,520	0	155
障害福祉施設整備費	i de la companya de l	1,479	8,972	▲ 7,493	
	施設整備助成費	1,479	8,972	▲ 7,493	156
こども医療福祉センタ	· 对一運営費	248,566	270,939	▲ 22,373	
	こども医療福祉センター運営費	242,140	254,807	▲ 12,667	
	こども医療福祉センター医療機器	6,426	16,132	▲ 9,706	
障害者施設支援給付	費	10,426,059	8,542,880	1,883,179	
	障害児等療育支援事業	6,671	6,671	0	156
	在宅重症心身障害者短期入所支援事業費	2,904	2,970	▲ 66	157
	障害児施設支援費	1,605,350	1,100,602	504,748	157
	障害者就業生活支援事業	33,303	33,303	0	158
	移譲施設支援事業費	246,781	5,069	241,712	159
	自立支援給付費	8,398,003	7,261,355	1,136,648	159
	うち補装具給付費	85,972	75,131	10,841	161
	療養介護医療費	114,154	109,857	4,297	
	障害者一般就労·工賃向上支援事業費	6,316	7,348	▲ 1,032	163
	農福連携による障害者の就農促進事業費	6,564	5,264	1,300	
	福祉·介護職員処遇改善加算取得促進特別 支援事業	6,013	10,441	▲ 4,428	
身体障害者更生医療	- In-make the second of the se	663,757	676,448	▲ 12,691	
	身体障害者更生医療給付費	663,757	676,448	▲ 12,691	164
特別障害者手当等網	合付費	54,051	56,918	▲ 2,867	
	特別障害者手当等給付費	54,051	56,918	▲ 2,867	166
障害者福祉医療費即	加成費	1,211,398	1,243,499	▲ 32,101	
	障害者福祉医療費助成費	1,211,398	1,243,499	▲ 32,101	167
障害者相談研修費		3,184	2,704	480	
	サービス・相談支援者等養成研修費	3,184	2,704	480	168

単位:千円

				単位:十円	_
事 業 名	事 項 名	30年度予算	前年度予算	差引増減額	頁
障害者自立促進費		356,236	366,183	▲ 9,947	
	障害福祉振 興費	4,086	4,062	24	
	地域生活支援事業費	297,013	310,993	▲ 13,980	169
	うち字幕入り映像ライブラリー作品制作事業	800	900	▲ 100	
	うち点訳・音訳奉仕員養成事業		998	▲ 998	
	うち点字による即時情報ネットワーク事業	494	494	0	170
	うち知的障害者スポーツ大会開催事業	2,057	2,057	0	170
	うち身体障害者補助犬育成事業	1,450	1,530	▲ 80	170
	うち障害者社会参加推進センター運営事業	6,123	6,123	0	17
	うち市町村地域生活支援事業補助金	230,400	230,400	0	17
	うち重度訪問介護等の利用促進に係る市町 支援事業	52,689	65,491	▲ 12,802	17
	うち人工内耳体外機購入助成事業	3,000	3,000	0	17:
	スポーツ振興費	36,840	30,553	6,287	172
	うち全国障害者スポーツ大会選手団強化 練習及び派遣事業	15,918	13,658	2,260	17:
	うち東京パラリンピック等アスリート特別強 化事業	4,700		4,700	17:
	長崎県障害者スポーツ協会育成事業	5,958	6,272	▲ 314	17:
	障害者自立促進事業	867	2,229	▲ 1,362	173
	団体運営費補助金	2,728	3,144	▲ 416	174
	障害者広域支援事業	1,564	1,750	▲ 186	174
	発達障害地域療育支援事業費	4,043	4,043	0	17
	発達障害児地域医療体制整備事業費 (医療介護基金)	3,137	3,137	0	17
障害者扶養共済費		435,409	434,566	843	
	障害者扶養共済費	435,409	434,566	843	17
愛の県民運動費		35,433	36,009	▲ 851	Г
	愛の県民運動費	35,433	36,009	▲ 576	17
	うち視覚障害者日常生活訓練事業	3,099	2,999	100	178
	うち「障害者110番」運営事業	2,970	3,038	▲ 68	17
	うち手話通訳者設置事業	2,507	2,499	8	17
	うち要約筆記者養成・研修事業	844	916	▲ 72	17
	うち盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1,392	1,392	0	17
	うち盲ろう者通訳養成・研修事業	1,962	1,962	0	
	うち手話通訳者養成・研修事業	2,006	2,128	▲ 122	18
	うちパソコンボランティア養成派遣事業	1,164	1,164	0	18
	うち障害者ピアカウンセリング事業	429	550	▲ 121	18
	うち障害者IT講習会開催事業	1,162	1,162	0	
*	うちオストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業	514	514	0	18
	うち障害者芸術祭開催助成事業	4,625	4,625	0	18
	うち人工透析患者通院支援事業	1,646			18
長崎県障害者プラ		907	927	▲ 20	
	長崎県障害者施策総合推進事業費	907	927	▲ 20	18

〇施策一覧 障害福祉課

単位:千円

事 業 名	事 項 名	30年度予算	前年度予算	差引増減額	頁
障害者差別対策事	 業費	8,823	8,987	▲ 164	
	障害者差別対策事業費	8,823	8,987	▲ 164	183
職員給与費(公衆律	· 注生総務費)	39,251	35,006	4,245	
	職員給与費	39,251	35,006	4,245	
精神医療費	indai.	3,123,547	3,093,865	29,682	
	障害者医療対策費	3,067,165	3,037,052	30,113	184
	精神保健審議会及び諸費	1,079	1,142	▲ 63	
	精神科救急医療システム整備事業	37,929	38,297	▲ 368	184
	精神科救急医療センター運営事業費	17,374	17,374	0	185
精神保健対策費		78,510	79,963	▲ 1,453	
	支援センター(精神)運営費	9,216	9,226	▲ 10	
	支援センター(精神)事業費	3,370	7,765	▲ 4,395	
	保健所精神保健費	5,974	6,181	▲ 207	
	精神障害者社会参加促進事業	5,816	6,082	▲ 266	185
	しまの精神医療特別対策事業	13,788	13,788	0	186
	こころの緊急支援対策システム整備事業	1,649	1,883	▲ 234	186
	高次脳機能障害支援普及事業	3,679	5,038	▲ 1,359	187
	依存症対策総合支援事業	5,018	0	5,018	188
	地域連携児童精神医学講座開設事業費 (医療介護基金)	30,000	30,000	0	188
	課計	17,750,269	15,839,731	1,910,263	

ひきこもり対策推進事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2	県 1/2
平成30年度予算	3,131 千円	根拠法令等	##成促療法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
平成 29 年度予算	3,247 千円	仅处伝节等	地域休隆仏、	相中体度及し相中障害有個性に関する伝序

<事業目的>

ひきこもり本人及びその家族等を対象に、相談・支援体制を強化するため、「長崎県ひきこもり地域支援センター」を開設し、関係機関等との連携を密にすることにより、家族のこころの安定と本人の自立を推進する。

<事業内容>

長崎こども・女性・障害者支援センター及び各県立保健所(サテライト)に、「長崎県ひきこもり地域支援センター」を開設し、ひきこもりの方とその家族の支援を強化する。

- 1. ひきこもり当事者及び家族に対する相談支援
- 2. 保健所や市町等の関係職員を対象にした専門研修
- 3. 家族教室の開催及び家族会等の組織育成
- 4. 「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」の開催と民間支援機関等との連携強化

<事業実績>

- ○平成 29年度事業
- (1)不登校・ひきこもり支援関係者研修会の開催

民間団体、教育関係者、行政等、関係機関が事例検討や先進地の取組を知り理解を深めるための研修会を開催

- (2) ひきこもりに対する支援ガイドブックの作成・普及啓発等の情報発信 支援ガイドブック作成・リーフレット・広報誌・HP等による情報発信
- (3) 長崎こども・女性・障害者支援センター及び各保健所における家族支援等 ひきこもり家族を対象とした「家族教室」、「家族の集い」、「当事者の集い」の開催等、地域づくり、家族及び当事者支援の実施
- (4)「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」の開催

民間支援団体、医療機関、教育機関、労働機関等の関係機関からなる協議会の実施

- (5) 県立保健所によるひきこもり状態にある者の支援が必要な方の把握と支援 民生委員・児童委員等の協力を得て、支援が必要な方の把握と当事者や家族へアウトリーチ活動を実施し、地区民 生委員・児童委員協議会単位のひきこもり対策への取り組みの強化や学校との連携強化など、今後の方向性を確認
- (6)ニート・ひきこもりを就労に繋げる仕組みづくり庁内連絡会議への参加(主催:福祉保健課)し、庁内の関係者へ周知を実施。

自殺総合対策強化事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10 (一部の事業 国 1/2、県 1/2)
平成30年度予算	18,661 千円	根拠法令等	自殺対策基本法
平成 29 年度予算	18,365 千円	仅处伍下守	日权刈泉盆华伍

<事業目的>

平成24年度に策定した「第2期長崎県自殺総合対策5カ年計画」に引き続き、平成29年度には「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」を策定。「地域自殺対策強化交付金」を活用し、民間団体を含むさまざまな関係機関・団体等がそれぞれに役割を担い、連携協力して取り組んでいくことにより、総合的な自殺対策を推進し、県内自殺者数の減少をめざす。

<事業内容>

- ○自殺地策連絡協議会や相談窓口整備による推進体制の整備
- ○相談対応手引きや相談窓口リーフレット等による普及啓発
- ○民間団体の自殺対策事業にかかる活動への援助
- ○市町や保健所等、地域の自殺対策の推進
- ○精神科医とかかりつけ医の連携や薬剤師に対する研修によるうつ病支援体制強化

- ○教育庁との連携や若者向け自殺予防教材を用いた若年層自殺対策の取組推進
- ○県自殺対策推進センターの設置による、市町自殺対策計画策定の支援

<事業実績>

○自殺者数と自殺死亡率

H29	H28	H27
245	243	262
17.9	17.6	19.0
	245	245 243

※警察統計

○ゲートキーパー養成者数

	H29	H28	H27
養成者数(人)	1,818	1,316	1,176
累計(H19~)	20,491	18,673	17,357

○いのちの電話相談件数

	H29	H28	H27
総受信件数(件)	15,844	16,881	16,974
相談対応件数(件)	12,118	13,030	13,673

障害者更生相談費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	23,680 千円	根拠法令等	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条、
平成 29 年度予算	25,065 千円	似她伝节寺	心身障害者(児)療育指導事業補助金

<事業目的>

障害者に関する相談・指導及び医学的・心理学的・職能的判定や在宅障害者の生活全般にわたる問題について、相談、研修指導を行い、障害者の更生を図る。

<事業内容>

- 1. 更生相談所
 - ①身体障害者及び知的障害者に対する相談に応じ、医学的・心理学的・職能的判定及び指導を行う。
- ②来所による相談、巡回相談や必要に応じ訪問診査を行う。

<事業実績>

1. 更生相談所来所及び巡回相談数

○身体障害者更生相談所(長崎市・佐世保市に設置) (単位:件)

年度	平成 29 年度		平成 29 年度 平成 28 年度		平成 2	7 年度
区分	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回
件数	4,124	70	4,607	50	5,248	73
計	4,194		4,6	557	5,3	321

○知的障害者更生相談所(長崎市・佐世保市に設置) (単位:件)

年度	平成 29 年度		平成 29 年度 平成 28 年度		平成 27 年度	
区分	来所	巡回	来所	巡回	来所	巡回
件数	3,882	56	3,840	76	3,267	62
計	3,938				3,3	329

■事業の経過

昭和28年度 身体障害者更生相談所開設 昭和35年度 知的障害者更生相談所開設

視覚障害者情報センター運営費

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	26,935 千円	根拠法令等	長崎県視覚障害者情報センターの管理運営に関する基本協定
平成 29 年度予算	26,137 千円	似地位为中	大門不悦見降音句目報にククージ自生を台に関する基本個化

<事業目的>

視覚障害者に対して、点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の提供並びに貸し出しその他便宜を供与することにより、 視覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1. 点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他必要な資料を制作、収集し、視覚障害者の利用に供する業務
- 2. 点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び相談に関する業務
- 3. 点訳奉仕員及び音訳奉仕員の指導育成に関する業務
- 4. 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」に関する業務
- 5. 視覚障害者情報センターの管理運営業務

<事業実績>

4 7/42 4/54							
		H29	H28	H27			
貸出数(図書・CD・テープ)	(本)	34,314	36,494	39,442			
来館者数	(人)	6,577	6,620	6,791			

聴覚障害者情報センター運営費

	実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
Ī	平成 30 年度予算	24,520 千円	根拠法令等	長崎県聴覚障害者情報センターの管理運営に関する基
	平成 29 年度予算	24,520 千円	仅处伝节寺	本協定

<事業目的>

聴覚障害者に対して、聴覚障害者用の録画物等の提供並びに貸し出しその他便宜を供与することにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1. 聴覚障害者用の録画物その他必要な資料を制作、収集し、聴覚障害者の利用に供する業務
- 2. 聴覚障害者用の録画物等の普及奨励及び相談に関する業務
- 3. 聴覚障害者情報センターの管理運営業務

<事業実績>

		H29	H28	H27
貸出数(ビデオ・DVD)	(本)	533	438	359
来館者数	(人)	6,630	6,376	6,544

施設整備助成費

実 施 主 体	県	負担割合	3/4(国 2/4、県 1/4)
平成30年度予算	1,479 千円	根拠法令等	平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援 0401 第 9 号厚 生労働事務次官通知、社会福祉施設等施設整備費の国
平成 29 年度予算	平成 29 年度予算 8,972 千円		生力制事務人自通知、社芸福祉施設等施設整備員の国庫補助について

※各年度の予算額は当初予算の額。

<事業目的>

社会福祉法人等が行なう施設整備に対する助成を行い、障害福祉サービス事業等の拡充を図る。

<事業内容>

障害福祉計画に基づき、新たな障害福祉サービスの需要に対応するサービス基盤の整備を計画的に促進するために、 国費・県費からの補助のほか、民間助成、福祉医療機構からの貸付の制度がある。

〈事業実績 ※施設整備補助のみ>

A NESCON ANAMATERIA HASA						
年	国庫補助額	県費補助額	整備した施設			
29	157,819 千円	78,910 千円	障害者支援施設 三彩の里(改築) 児童発達支援センター ながさきゆうゆう牧場 ホーシークラブ(増築)			
28	247,386 千円	123,694 千円	障害者支援施設 希望の丘(新設) 児童発達支援センター ふわり諫早(新設) 児童発達支援センター げんき (新設)			
27	38,155 千円	19, 078 千円	就労継続 A·B 事業所 SAKURA+(新設)			

障害児等療育支援事業

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	6,671 千円	根拠法令等	長崎県障害児等療育支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	6,671 千円	似她伝巾守	文啊乐陞音允守然有义该事未关旭女網

<事業目的>

在宅障害児等の地域での生活を支えるため、身近な所で専門的な療育、相談等が受けられる体制の整備を行い、障害児等の福祉の向上を図る。

<事業内容>

社会福祉法人を指定して実施(普賢学園、すぎのこ園(佐世保市外分)、ひまわりの園、みさかえの園むつみの家)

- 1. 訪問による療育指導
 - ・在宅の障害児(者)に対し、指導班による巡回等の方法により、障害に関する各種の相談に応じ、家庭療育に関する必要な助言、指導を行う。
 - ・在宅の重度知的障害者の家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じ、介護等に関する助言、指導を行う。 「支弁額」 1件当たり 6,500 円
- 2. 外来による専門的な療育相談、指導
 - ・在宅の障害児(者)に対し、外来の方法により障害に関する各種の相談に応じ、家庭療育に必要な助言、指導を行う。 [支弁額] 1件当たり 2,840 円
- 3. 障害児の通う保育所等の職員への療育技術の指導
 - ・地域における心身障害児通園事業、保育所、幼稚園等の障害児(者)の支援に従事する職員に対して日常生活の指導

及び療育技術の指導を行う。

[支弁額]

(医師による指導)

1件当たり 21,660 円

(医師以外のものによる指導) 1件当たり 18,000 円

<事業実績>

(1) 平成 29 年度実績

(件)

	訪問	外来	施設支援	計
普 賢 学 園	61	10	4	75
ひまわりの園	100	808	66	974
すぎのこ園	21	173	43	237
みさかえの園むつみの家	5	63	19	87
たすかる早崎	0	0	36	36
計	187	1,054	168	1,409

(2)過去3年間の実績

(件)

	訪問療育	外来療育	施設支援	計
H29	187	1,054	168	1,409
H28	231	1,054	140	1,425
H27	382	2,352	384	3,118

※H28 年度より佐世保市の中核市移行に伴う実績減あり

在宅重症心身障害児者短期入所支援事業

	実 施 主 体	県	負担割合	国 1/3 県 1/3 市町 1/3
	平成 30 年度予算	2,904 千円	根拠法令等	 長崎県在宅重症心身障害児者短期入所支援事業実施要領
Г	平成 29 年度予算	2,970 千円	仅拠伝节寺	文明宗任七里征心夕障告允有应州八川又拔事未关地安阴

<事業目的>

在宅で人工呼吸器を使用するなどの医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護される家族の精神的・肉体的負 担の軽減を図るため、医療機関の空床を利用して短期入所を実施する。

<事業内容>

- ・報酬差額について、1日当たり25,000円を補助する(財源負担:国1/3、県1/3、市町1/3)。
- •個室代について、1日当たり5,000円を補助する(財源負担:県1/3、市町1/3、利用者1/3)。

<事業実績等>

年度	H29	H28	H27
延べ利用者数	72 人	87 人	16 人

■事業の経過 平成25年度から実施

障害児施設支援費

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2(一部 国 1/2 県 1/4 市町 1/4)
平成30年度予算	1,605,350 千円	根拠法令等	児童福祉法
平成 29 年度予算	1,100,602 千円	1以现在77年	万里油144

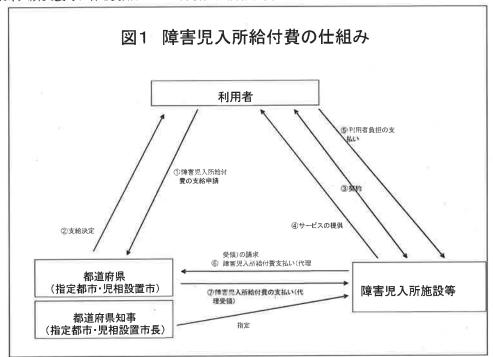
<事業目的>

障害児入所施設に入所する障害児等が障害児施設で受けた入所支援等に要する費用の負担を行うことにより、障害児

の福祉の向上を図ることを目的とする。

<事業内容>

障害者自立支援法の施行に伴う児童福祉法の改正により契約制度が導入され、従前は措置により入所していた障害児 については、原則として保護者が障害児入所施設等と契約を結び、これに基づき、サービス提供を受ける仕組みとなった。 都道府県は、入所支援等に係る費用について障害児入所給付費等を給付する。



<事業実績等>

障害児入所施設の数、定員及び措置・契約人員数

(平成30年4月1日現在)

+ +-= 11, ++- 111	施設数	定員	措置人員	契約人員
施設種別	カ所	人	人	人
福祉型障害児入所施設	2	100	36	39
医療型障害児入所施設	4	490	5	19
医療型障害児入所施設(指定医療機関)	1	90	0	8

障害者就業生活支援事業

実 施 主 体	県	負担割合	国	1/2	県	1/2
平成30年度予算	33,303 千円	List Mar VAL A fore				、障害者就業・生活支援センター事業 実施要綱、障害者就業・生活支援セ
平成 29 年度予算	33,303 千円	根拠法令等				援等事業)取扱要領、障害者就業·生 美(生活支援等事業)委託契約

<事業目的>

県知事から指定を受けた障害者就業・生活支援センターにおいて、職場不適応により離職した者や離職のおそれのある 在職者等に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行う。

<事業内容>

- ア 事業内容・対象の障害者の登録を行う。
 - ・登録者に対し、家庭や職場の訪問や電話等により随時支援を行う。
 - ・登録者の生活上の相談、職場からの本人に関する相談等を行う。

- ・金銭・衣食住に関すること、余暇活動、健康等の日常生活上の配慮を行う。
- ・近隣との人間関係及び親等との関係の調整のほか、緊急時の対応等の調整を行う。
- イ 実施主体 県(社会福祉法人に委託→平成30年4月1日現在5圏域、延べ5法人)
 - ・県央圏域…平成14年5月7日~ (福)南高愛隣会
 - •県北圏域…平成18年4月1日~ (福)民生会
 - •長崎圏域…平成 20 年 4 月 1 日~ (福) ゆうわ会
 - •県南圏域…平成 21 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日 (福)南高愛隣会 平成 27 年 8 月 1 日~ (福)悠久会
 - •五島圏域…平成28年4月1日~ (福)さゆり会
- ウ 運営費 年額 33,302,436円(国 1/2、県 1/2)

<事業実績>

	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
就職者数	241人	197人	175人	182人	159人
職場定着率※	90%	74%	75%	80%	84%

※前年度10月1日~当該年度9月30日迄の就職者数のうち、6ヶ月以上職場定着した人数の割合

移譲施設支援事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	246,781 千円	根拠法令等	つくも苑跡地活用支援補助金実施要綱
平成 29 年度予算	5,069 千円	化地石中等	7人6光奶地估用又饭佣奶壶天爬安啊

<事業目的>

つくも苑跡地を活用し佐世保市が行う観光公園整備に対する支援を行うことにより地域振興を図る。

<事業内容>

観光公園整備(佐世保市)

事業期間:平成29年度~32年度

概算事業費:約12億6千万円(公園整備)

H30 事業內容:造成工事、公園実施設計、土壤調查

県の支援

補助対象:観光公園整備(収益施設を除く)

補 助 率:1/2

概算補助金額:約6億3千万円 H30予算額:246,480千円(補助金)

<事業実績>

H29 年度「9月補正実施」 補助金額 3,700 千円(造成工事の実施設計)

自立支援給付費

実 施 主 体	市町	負担割合	国	1/2	県	1/4	市町	1/4	
平成30年度予算	8,398,003 千円	担制法入卒	(音字:	女公人	支拯 法				
平成 29 年度予算	7,261,355 千円	根拠法令等 障害者総合支援法							

<事業目的>

障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害、難病)にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、

身近な市町が責任を持って一元的にサービスを提供することにより、サービスの充実と一層の推進を図る。

<事業内容> (補装具給付費除く)

[介護給付]

自宅における、入浴、排泄、食事の介護等
重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上 著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事 の介護、外出時における移動支援等を総合的に実施
視覚障害者により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時に おいて、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するため に必要な支援、外出支援を実施
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 実施
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入 浴、排泄、食事の介護等を実施
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、介護等を実施
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うととも に、創作的活動又は生産活動の機会を提供
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を実施

[訓練等給付]

「中山水 土 小口 1.1.7.1	
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身 体機 能又は生 活能力の向上のために必要な訓練を実施
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び 能力の向上のために必要な訓練を実施
就労継続支援(A型·B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施
共同生活援助(グループホ ーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事及び、相談や日常 生活上の援助を実施
就労定着支援	就労移行支援等を利用し一般就労に移行した人に、一定期間、就労に伴 い生じている生活面の課題を把握するとともに必要な支援を実施
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人に、一定期間、定期的な居宅訪問により日常生活における課題を把握するととも に必要な支援を実施

自立支援給付費 (補装具給付費)

実 施 主 体	市町	負担割合	国 1/2 県 1/4 市町 1/4
平成 30 年度予算	85,972 千円	根拠法令等	障害者総合支援法
平成 29 年度予算	29 年度予算 75,131 千円		停音 1 松 日 人 饭 仏

<事業目的>

補装具は、身体障害者及び身体障害児(以下「身体障害者・児」という。)の失われた身体機能を補完又は代替えする用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。(障害者総合支援法第76条)

<事業内容> S48~補装具給付事業として実施 (H18.10~ 障害者自立支援法の自立支援給付として実施。H26.4~障害者総合支援法の補装具給付として実施)

①補装具の種目及び対象者について

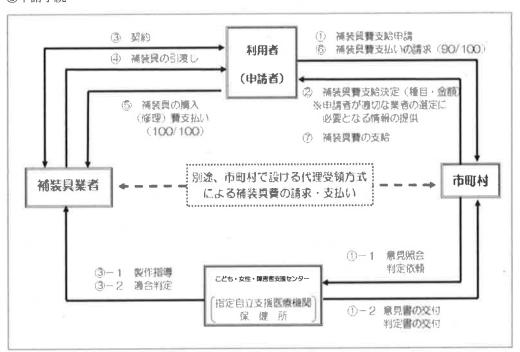
種目	及び対象者につ 名 称	**************************************
	名 你	N) 3K 19
義肢 装具		肢体不自由者
歩行器		
	L(T字状、棒杖	
のものを除く)		
座位保持装置		
座位保持椅子	4 .	
起立保持具		
頭部保持具		
排便補助具		
義眼		 視覚障害者
盲人安全つえ		
眼鏡	遮光用	以下の要件を満たす者。 1) 羞明を来していること。 2) 羞明の軽減に、遮光用の装用より優先される治療法がないこと。 3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定、処方であること。 ※この際、下記項目を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること。 (意思表示できない場合、表情、行動の変化等から総合的に判断すること。) ・まぶしさや白んだ感じが軽減する ・文字や物などが見やすくなる ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する ・暗転時に遮光用をはずすと暗順応が早くなる ※遮光用とは、羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。 ※難病患者等に限り身体障害者手帳を要件としないものであり、それ以外は視覚障害により身体障害者手帳を所持していることが要件となる。
	弱視用 (高倍率)	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	全般	高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者 ※中軽度補聴器は舗装具費の対象外であることに留意すること。
	耳あな型	ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な 者。

	骨導式	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓 又はイヤーモールドの使用が困難な者。
車椅子	手動リフト式 普通型	当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。 ※ 手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね 70 cmの安全な範囲で調整可能なものとする。
	リクライニング 式	次のいずれかに該当する身体障害者・児であること。 ア 頸髄損傷者等で座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰 臥姿勢をとることにより発作を防止する必要のある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があって座位を長時間保持 できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要のあ る者。
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が 困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等。
電動 車椅 子	全般	学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者・児であること。 なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすること が望ましいこと。 ア 重度の下肢機能障害者であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替でき ない者。
	11 40 2 3 3 3 3 3 3	イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者 ※「電動車椅子に係る補装具費の支給について」参照
	リクライニング 式	次のいずれかに該当する障害者・児であること。 ア 頸髄損傷者で座位姿勢の持続により低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥 姿勢をとることにより発作を防止する必要のある者。
	9 *	イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があって座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要のある者。
	電動リフト式 普通型	手動リフト式普通型車椅子の使用が困難な者で、当該車椅子を使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が 困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等。
重度障害 者用意思 伝達装置	全般	重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。
	文字等走査入力方式(簡易なもの)	操作が簡易であるため、複雑な操作が苦手な者、若しくはモバイル使用を希望する者。

	The second secon
文字等走査	独居等日中の常時対応者(家族や介護者等)が不在などで、家電等の機器操作を必要と
入力方式(簡	する者。
易な環境制御	
機能若しくは	
高度な環境制	
御機能が付加	
されたもの)	
文字等走査	通信機能を用いて遠隔地の家族等と連絡を取ることが想定される者。
入力方式(通	
信機能が付加	
されたもの)	
生体現象方	筋活動(まばたきや呼気等)による機器操作が困難な者。
式	

②費用徴収 原則として1割を利用者が負担(ただし、所得に応じて一定の負担上限を設定)

③申請手続



障害者一般就労•工賃向上支援事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	6,316 千円	根拠法令等	障害者総合支援法、障害者優先調達推進法、県障害福
平成 29 年度予算	7,348 千円	似地石市寺	祉計画、県障害者工賃向上計画

<事業目的>

障害のある方が施設を退所し、地域社会において自立した生活を送れるよう、一般就労が可能な方に対し、就労の場の創出や地域における就労支援体制の充実を図るとともに、一般就労が困難な方には、施設職員に対する商品開発や販路開拓のためのセミナー開催などを通じて、工賃向上の支援を行い、障害のある方の経済的自立を推進する。

<事業内容>

- a 一般就労支援
 - ○雇用の場の拡大・創出
 - · CSR通信の発行
 - ○施設職員向けの研修
 - ・就労移行支援事業所職員等のスキルアップセミナー開催
- b 工賃向上支援
 - ○障害者工賃向上計画の推進
 - ・CSR通信の発行
 - 商品販売会開催
 - ・メディア活用による事業所商品広報
 - 工賃アップセミナー開催
 - ・受注窓口を活用した品質向上支援事業の実施

<事業実績>

平成 28 年度

福祉施設からの一般就労数 153 人 平均工賃月額 15,919 円

農福連携による障害者の就農促進事業

	実 施 主 体	県	負担割合	国 10/10
	平成 30 年度予算	6,564 千円	根拠法令等	障害者総合支援法、県障害福祉計画、県障害者工賃向上
i	平成 29 年度予算	5,264 千円	似她伝节寺	計画

<事業目的>

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

<事業内容>

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を 実施するための専門家の派遣等による支援を行うとともに、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催を支援する。

<事業実績>

- ○平成 29 年度事業
 - (1)障害者の就農促進事業
 - (2) 農福連携マルシェ開催事業

身体障害者更生医療給付費

実 施 主 体	市町	負担割合	国 1/2 県 1/4 市町 1/4
平成 30 年度予算	663,757 千円	根拠法令等	障害者総合支援法
平成 29 年度予算	676,448 千円	似地位于寻	

<事業目的>

身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を推進し、又は日常生活を容易にすることを目的とする。

<事業内容>

身体の機能及び変形硬直などの障害を除去又は軽減するために行う医療ならびに心臓及びじん臓機能障害者の 人工透析などの医療について、その費用を給付する。

ア 給付内容

診療・病院又は診療所への収容・薬剤又は治療材料の支給・看護・医学的処置、手術及びその他の治療ならびに手術・移送。

(注)診療方法、診療報酬は健康保険の例による。

イ 受給手続

市町に所定の申請書を提出し、自立支援医療受給者証の交付を受け、指定自立支援医療機関で医療の給付を受ける。

(注)現物給付を原則とするが、やむを得ない理由があるときは金銭給付を行う。

ウ 費用徴収

市町村民税(所得額)に応じて費用自己負担。(所得水準に応じて負担の上限額あり)

<事業実績(公費負担分)>

年 度		28		27		26
区分	件数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
腎 臓	件	千円	件	千円	件	千円
月 柳邨	10,943	2,106,702	8,707	2,147,099	8,021	2,151,098
心臓	1,057	193,654	756	233,982	805	166,008
肢 体	317	20,594	183	30,223	235	19,132
不自由						
音 声	1	- 0	1	0	1	2
言 語	1	Ū		<u>.</u>		
視 覚	0	0	- 0	0	0	0
免 疫	131	53,830	111	43,962	95	42,294
聴 覚	18	3,993	22	778	19	814
平衡	10	0,000		110		
肝 臓	222	38,264	195	31,537	172	40,550
計	12,689	2,417,037	9,975	2,487,581	9,348	2,419,898

※H19年3月診療分から生活保護受給の方の人工透析に係る医療費も、更生医療の対応となる。

■事業の経過

昭和29年度 更生医療給付制度の創設

昭和47年度 心臓脈管外科に関する医療(弁置換術、ペースメーカー植え込み、心移植後の抗免疫療法)

昭和54年度 じん臓に関する医療(人工透析、腎移植、移植後の抗免疫療法)

昭和55年度 形成外科に関する医療

昭和57年度 歯科矯正に関する医療

昭和61年度 小腸機能に関する医療(10月から中心静脈栄養法)

平成 6年度 訪問看護ステーションが対象(H6.10.1)

平成10年度 免疫に関する医療

平成22年度 肝臓に関する医療(肝臓移植、移植後の抗免疫療法)

(注)18歳未満の者については、児童福祉法の育成医療が適用される。

特別障害者手当等給付費

実 施 主 体	市、(郡部は県)	負担割合	国 3/4 市(郡部は県) 1/4
平成 30 年度予算 54,051 千円		根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
平成 29 年度予算	56,918 千円	以处公力等	行別児重队役丁ヨ寺の文和に戻りる仏中

<事業目的>

在宅の重度心身障害者(児)に対し、その重度の障害による特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障害者(児)の福祉向上を図る。

<事業内容>

1. 特別障害者手当

20 歳以上であって、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給するが、次のいずれかに該当する場合は支給しない。(所得制限有り)

- ・障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所している場合。
- ・病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院するに至った場合、また原爆被爆者介護手当を受けることができる場合は、介護手当との差額を支給する。

2. 障害児福祉手当

20 歳未満であって、重度の障害の状態であるため、日常生活において常時の介護を必要とする者に支給するが、次のいずれかに該当する場合は支給しない。(所得制限有り)

- ・障害基礎年金、障害厚生年金等の支給を受けているとき。
- ・障害児入所施設等に入所している場合。

3. 経過的福祉手当

昭和 61 年 4 月の法改正施行時に、20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当または、障害基礎年金の支給を受けることができない者については、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を経過的に支給するが、次のいずれかに該当した場合は支給しない。(所得制限有り)

- ・障害基礎年金、障害厚生年金等の支給を受けているとき。
- ・特別障害者手当の支給を受けているとき
- ・肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、知的障害者更生施設、国立療養所、養護老人ホーム等に入所している場合。

4. 支給について 2·5·8·11 月の年 4 回支給(S61~実施)

	H30.4∼	H29. 4∼	H28. 4∼
特別障害者手当	26,940 円	26,810 円	26,830 円
障害児福祉手当	14,650 円	14,580 円	14,600 円
経過的福祉手当	14,650 円	14,580 円	14,600 円

<事業実績>

		H28	H27	H26
特別障害者手当	支給人数(人)	1,500	1,429	1,385
	支出額(円)	442,067,948	433,624,970	425,139,780
障害児福祉手当	支給人数(人)	1,015	1,019	984
	支出額(円)	162,624,120	164,808,120	167,555,040
経過的福祉手当	支給人数(人)	63	68	71
	支出額(円)	10,730,000	12,584,760	13,557,200
# 	支給人数(人)	2,578	2,516	2,440
	支出額(円)	615,422,068	611,017,850	606,252,020

障害者福祉医療費助成費

実 施 主 体	市町	負担割合	県 1/2 市町 1/2
平成 30 年度予算	1,211,398 千円	根拠法令等	長崎県福祉医療費補助金交付要綱
平成 29 年度予算	1,243,499 千円	年 「不到如果」	文明州阳也区原其州功立文门安州

<事業目的>

障害者は疾病に対する抵抗力が弱く、罹病率も高いので、当該患者の医療費を助成している市町に対しその経費を補助することにより、介護に当たる保護者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図る。

<事業内容>

ア 対 象 者 身体障害者で身体障害者手帳1~3級の者、知的障害者で療育手帳A1・A2及びB1の者、精神障害者で精神障害者保健福祉手帳1級の者(通院のみ)。

※平成25年10月から後期高齢者医療制度が適用となる中度障害者(身体3級、知的B1)、精神障害者 (1級、通院)を新たに対象に追加。

イ 支給対象 福祉医療費の支給は、支給対象者が国民健康保険及び社会保険各法の規定による医療に関する医療費給付を受け、その医療に要する費用の一部負担を支払った場合において行われるものである。

ウ 支給内容

	区分		支 給 内 容
障	身体障害者手帳1·2級 療育手帳A1·A2	入院 • 通院	1月につき、同一医療機関ごとに支払った 自己負担額から800円/日を引いた額 (障害者負担上限1,600円/月)
害者医	精神障害者保健福祉手帳1級	通院	(※精神障害者保健福祉手帳1級所持者 については平成25年10月から適用)
療費	身体障害者手帳 3級 療育手帳 B1	入院 ・ 通院	上記控除して得た額×1/2 (※平成25年10月までは2/3)

(注)通院薬剤一部負担金については対象とする。

<事業実績>

「			1
年 度	H29	H28	H27
件数(件)	700,948	697,707	688,992
県補助額(千円)	1,198,602	1,207,499	1,221,693

■事業の経過

昭和49年10月 1日 身障1・2級、療育手帳Aを対象に実施

昭和56年 4月 1日 身障3級まで拡大(一部負担金の 2/3助成)

昭和57年10月 1日 療育手帳B1 まで拡大(")

昭和58年 4月 1日 老人保健法適用の重度障害老人の入院分まで拡大

重度障害通院に月 400円控除導入

昭和59年10月 1日 被保険者本人を助成対象に追加

昭和60年 1月 1日 全対象者に月 500円控除、所得限度導入(入院 2ケ月限度)

昭和62年 4月 1日 控除額を月 800円に引き上げ入院の 2ケ月限度撤廃

平成 4年 4月 1日 控除額を老人保健法第28条第1項第1号に定める額とした。

平成 9年11月 1日 老人保健法適用を通院まで拡大、通院薬剤一部負担金については対象にする。 (ただし、1月につき上限2000円)

平成11年 8月 1日 1月の上限を2,120円

平成13年 4月 1日 一部負担金を1日800円、1月の上限を3,200円に改正

平成14年10月 1日 1月の障害者負担上限を1,600円に改正

平成25年10月 1日 対象者拡大(後期高齢者医療制度が適用となる中度障害者(身体3級、知的B1)、精神障害者(1級、通院))、公費助成率見直し(中度障害者の助成率を2/3から1/2へ見直し)及び事務費廃止

サービス・相談支援者等養成研修費

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2	
平成 30 年度予算	3,184 千円	根拠法令等	障害者総合支援法	
平成 29 年度予算	2,704 千円	似地位于于	牌音 有心口 人 饭伍	

<事業目的>

障害者総合支援法における地域生活支援事業の一事業として、障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、 サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図る。

<事業内容>

1. 相談支援従事者研修事業

障害者の意向に基づく地域生活を実現するために必要な福祉、保健、医療、就労、教育などのサービスを、総合的かつ適切に提供するために必要な支援等に関する情報や援助技術の習得を目指す研修を開催することで、相談支援に従事する者の資質の向上を図る。

2. サービス管理責任者研修事業

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図るための研修を開催する。

3. 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、以下の事業を実施する。

- (1) 障害者虐待防止·権利擁護研修事業
- (2) 法的専門性の強化
- (3)普及啓発事業 (パンフレット作成、県広報掲載)

4. 強度行動障害支援者養成研修事業

強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を図るための研修を開催する。

5. 障害支援区分認定調査員等研修事業

(1) 隨害支援区分認定調查員研修

障害支援区分認定調査員に従事しようとする者を対象として、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正な認定調査を行うための研修を開催する。

(2)障害支援区分市町審査会委員研修

市町審査会委員である者を対象として、障害支援区分の審査及び判定を行うに当たっての判断基準の平準化と審査・判定技術の向上を図るための研修を開催する。

<事業実績>

1. 相談支援従事者研修受講者数

年度	29	28	27
初任者研修受講者数	177人	161人	170人
現任研修受講者数	105人	107人	78人

2. サービス管理責任者研修受講者数

年度	29	28	27
受講者数	527人	473人	504人

3. 障害者虐待防止·権利擁護研修受講者数

	年度	29	28	27
į	受講者数	102人	75人	87人

4. 強度行動障害支援者養成研修受講者数

年度	29(基礎)	29(実践)	28(基礎)	28(実践)	27(基礎)	27(基礎)
受講者数	313人	219人	228人	120人	120人	119人

5. 障害支援区分認定調査員等研修

年度	29	28	27
認定調査員研修受講者数	36人	50人	45人
審査会委員研修受講者数	31人	18人	46人

■事業の経過

- 1. 相談支援従事者研修事業 平成18年度から実施
- 2. サービス管理責任者研修事業 平成18年度から実施
- 3. 障害者虐待防止対策支援事業 平成24年度から実施
- 4. 強度行動障害支援者養成研修事業 平成26年度から実施
- 5. 障害支援区分認定調査員等研修事業 平成18年度から実施

地域生活支援事業(字幕入り映像ライブラリー作品制作事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	800 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	900 千円	似处伝节等	地域生位义该事未关旭安啊

<事業目的>

聴覚障害者の知識、教養の向上を図る。

<事業内容>

県が社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに委託して、手話及び字幕つきDVDを製作し、県内の登録された聴覚 障害者やその家族、団体等に貸し出しを行う。

<事業実績>

年度	H29	H28	H27
登録者数	415人	391人	361人
延利用人員	228人	206人	167人
貸出本数	961本	941本	908本

■事業の経過 昭和63年度から実施

地域生活支援事業 (点字による即時情報ネットワーク事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	494 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	494 千円	一年 IT 公野以下	地域工作又 设 争未关旭安

<事業目的>

視覚障害者に対して、インターネットを利用して得た、新聞等による最新の情報を点訳するなどして迅速に提供することにより、視覚障害者の社会参加の促進を図る。

<事業内容>

パソコン通信ネットワークを通して点字情報を受け取り、点字プリンターで出力し、推進員および希望者へ送付する。推進員は所属地区の視覚障害者に情報の提供を行う。

<事業実績>

平成29年度実績 ニュース238回発行、メール送信 74名 平成28年度実績 ニュース237回発行、メール送信 76名 平成27年度実績 ニュース237回発行、メール送信 75名

■事業の経過 昭和47年度から実施

地域生活支援事業(知的障害者スポーツ大会開催事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2		
平成 30 年度予算	2,057 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱		
平成 29 年度予算	2,057 千円	似地位于寺	地域生佔又货争耒关 加安 科		

<事業目的>

知的障害者のスポーツの振興と知的障害者のスポーツへの積極的な参加を図る。

<事業内容>

知的障害者スポーツ大会(ゆうあいスポーツ大会)の開催 H29.5.21(日) 第39回ゆうあいスポーツ大会(諫早市)開催

地域生活支援事業 (身体障害者補助犬育成事業)

実 施 主 体	(財)九州盲導犬 協会ほか	負担割合	国 1/2 県 1/2 (国庫対象額 636千円、県単 814千円)
平成30年度予算	1,450 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	1,530 千円	一年 中 石 1 201 21 1	心然工作又及于木大心女性

<事業目的>

身体障害者に、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の貸与を行う事業者(訓練事業所)に対し、当該補助犬の育成に要した経費を補助することにより、就労等社会活動への参加の促進と自立更生を支援する。

<事業内容>

身体障害者に、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)の貸与を行う事業者(訓練事業所)に対し、当該補助犬の育成に要した経費を補助する

a 補助対象者 事業者(訓練事業所)

<事業実績>

平成28年度:1頭 平成26年度:2頭

平成21年度:2頭

■事業の経過 平成7年度から実施

地域生活支援事業(障害者社会参加推進センター運営事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	6,123 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	6,123 千円	似她在节号	地域工作又拔事未关地安州

<事業目的>

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加 促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するため「長崎県障害者社会参加推進センター」を設置する。

<事業内容>

- ・地域生活支援事業等の社会参加推進事業の受託実施
- ・地域生活支援事業等の受託実施に必要な情報の収集、分析、提供
- ・地域生活支援事業等の受託実施に関する評価・調査研究
- ・市町村地域生活支援事業等に対する協力
- 隨害者社会参加推進関係団体に対する指導・援助
- ・その他障害者社会参加推進のために必要なこと

<事業実績>

県身体障害者福祉協会連合会に設置

■事業の経過 平成3年度から実施

地域生活支援事業(市町村地域生活支援事業補助金)

実 施 主 体	県	負担割合	国1/2 県1/4 市町1/4
平成 30 年度予算	230,400 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	230,400 千円	似她伝节寺	地域生作又扳手来关心安侧

<事業目的>

障害者及び障害児が自立した日常生活、社会生活を送ることができるような体制整備を行う。

<事業内容>

市町が行う地域生活支援事業に対し補助金を交付する。

重度訪問介護等市町村支援事業(障害者総合支援事業費補助金)

実 施 主 体	県	負担割合	国1/2 県1/4 市町1/4
平成 30 年度予算	52,689 千円	根拠法令等	長崎県重度訪問介護等の利用促進に係る市町支援事
平成 29 年度予算	65,491 千円	似她在节号	業補助金実施要綱

<事業目的>

重度訪問介護等の訪問系サービスに関して、国が定める「国庫負担基準」を超過する市町のうち、県地域生活支援事業の対象外市町及び、県地域生活支援事業の対象で優先的に補助してもなお超過額のある市町に対して補助を行う。

<事業内容>

市町が行う重度訪問介護等の利用促進にかかる市町村支援事業に対し補助金を交付する。

地域生活支援事業(人工內耳体外機購入助成事業費補助金)

実 施 主 体	県	負担割合	県 1/3 市町 1/3 本人 1/3
平成 30 年度予算	3,000 千円	根拠法令等	人工內耳体外機購入助成事業実施要綱
平成 29 年度予算	3,000 千円	似她在节寺	八工门中中小戏解八切以事来天旭安州

<事業目的>

人工内耳装用者のうち旧式体外機の使用により日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、最低限の生活活動を保障する。

<事業内容>

市町が行う人工内耳体外機購入の助成に対し補助金を交付する。

■事業の経過

平成29年度実績 2件

スポーツ振興費

ſ	実 施 主 体	県	負担割合	国 1/	/2	県 1/2	
	平成30年度予算	36,840 千円	根拠法令等				
	平成 29 年度予算	30,553 千円	1以1处1五十一千				

<事業目的>

障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流・社会参加の推進を図る。

<事業内容>

1. 長崎県障害者スポーツ大会

H29.5.28(日) 第17回長崎県障害者スポーツ大会(諫早市)開催 (S38~ 身体障害者体育大会として実施。H13~ 知的障害者、H20~ 精神障害者も参加して実施)

2. 全国障害者スポーツ大会選手団強化練習及び派遣事業

H29.10.28~30 第 17 回全国障害者スポーツ大会(愛顔つなぐ えひめ大会)への参加 (H13~ 全国身体障害者スポーツ大会とゆうあいピックを統合して開催)

<事業実績>

参加人員

(単位 人)

	H29	H28	H27
長崎県スポーツ大会	1,554	1,553	1,505
全国スポーツ大会	76	79	90

スポーツ振興費(全国障害者スポーツ大会選手団強化練習及び派遣事業)

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	年度予算 15,918 千円 根拠法令等		全国障害者スポーツ大会開催規程
平成 29 年度予算	13,658 千円	似她伝节寺	王凶障責有へい。ノハ云州催紀性

<事業目的>

全国障害者スポーツ大会に出場する本県選手団に対する強化練習を実施することにより、競技力の向上を図る。

<事業内容>

選手団派遣にかかる諸準備、強化練習の実施、全国大会出場に係る業務

スポーツ振興費(東京パラリンピック等アスリート特別強化事業)

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	4,700 千円	根拠法令等	 東京パラリンピック等アスリート特別強化事業実施要綱
平成 29 年度予算	一千円	似地位于	東京バググロググ 等 アング 「特別強忙事業 天地安橋

<事業目的>

東京パラリンピック等に出場が期待される本県選手の重点強化を図り、多くの本県出身選手を出場させることで障害者スポーツの裾野を拡大するとともに、障害者に対する理解促進や共生社会の実現を目指す。

<事業内容>

国内外の各種大会や合宿に参加するために必要な遠征費等に対する助成

■事業の経過 平成30年度から実施

長崎県障害者スポーツ協会育成事業

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	5,958 千円	根拠法令等	 長崎県障害者スポーツ協会運営費補助金実施要綱
平成 29 年度予算	6,272 千円	似处伝节等	文門祭停音イクル・ノ励云座音貨冊切並大旭安州

<事業目的>

障害者スポーツを普及・支援する組織である長崎県障害者スポーツ協会の育成を目的とする。

<事業内容>

長崎県障害者スポーツ協会の運営費に対する補助

障害者自立促進事業(障害者団体研修費助成)

実 施 主 体	(一社)長崎県身体障害者福祉協会連合会 (一社)長崎県手をつなぐ育成会			負担割合	10/10 以内
平成 30 年度予算	867 千円	根拠法令等 長崎県		1 陪虫老用体	研修費助成事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	2,229 千円			7. 四百百四件	训修复功以于未州功立大旭安 啊

<事業目的>

障害者団体の組織を強化し、障害者の社会参加の促進を図る。

<事業内容>

研修会等の開催(福祉施策等の研修・介護、療育についての理論と技術・障害者の雇用・障害者福祉の啓蒙 等)

団体運営費補助金

実 施 主 体	県	負担割合	予算の範囲内で定額補助
平成 30 年度予算	2,728 千円	根拠法令等	福祉団体運営費補助金実施要綱
平成 29 年度予算	3,144 千円	10000000000000000000000000000000000000	11年11年12日 11日 11日

<事業目的>

運営費の一部を補助することにより、障害者福祉団体の活動を促進し、障害者の福祉の向上を図る。

<事業内容>

障害者団体の運営費の一部補助

- (一社) 長崎県身体障害者福祉協会連合会
- (一社) 長崎県視覚障害者協会
- (一社) 長崎県ろうあ協会
 - (一社) 長崎県手をつなぐ育成会

障害者広域支援事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	1,564 千円	根拠法令等	障害者総合支援法
平成 29 年度予算	1,750 千円	似地位下守	地域生活支援事業実施要綱

<事業目的>

県下の各市町が実施する障害者相談支援事業について、市町域を超えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進する。

<事業内容>

- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町の相談支援体制整備への支援

<事業実績>

29 年度

- ・平成30年3月末現在、アドバイザー(8名)へ委嘱。
- •活動日数 55日

28 年度

- ・平成29年3月末現在、アドバイザー(8名)へ委嘱。
- •活動日数 60 日

27 年度

- •平成28年3月末現在、アドバイザー(8名)へ委嘱。
- •活動日数 36 日

発達障害地域療育支援事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	4,043 千円	根拠法令等	
平成 29 年度予算	4,043 千円		

<事業目的>

事業所等において、発達障害児の支援を担う職員の療育スキル向上を図る。

<事業内容>

児童発達支援センターや保育所・幼稚園で発達障害児の支援を担う職員に対し、療育スキルの向上を目的とした実地指導等を実施

<事業実績>

29 年度 支援実績 91 回 28 年度 支援実績 78 回

発達隨害児地域医療体制整備事業費 (医療介護基金)

実 施 主 体	県	負担割合	県 1/2(補助金)
平成 30 年度予算	平成30年度予算 3,137千円 根拠法令等		長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	3,137 千円	似她伝节寺	及阿尔地域区际月晚松口唯体至亚事来州功亚天地安州

<事業目的>

発達障害児の診察ができる医師の養成及び地域の医療機関での新たな発達外来開設等により発達障害児の受診機会の拡大を図る。

<事業内容>

発達障害の診察を行う小児科医師を養成するための研修を行うとともに発達障害児を対象とした専門外来を開設する医療機関の設備整備に対する経費を補助する。

<事業実績>

医師研修

29年度 研修回数 延べ 39回(研修者数6名)

28年度 研修回数 延べ 27回(研修者数6名)

27年度 研修回数 延べ 21回(研修者数7名)

施設整備補助

29 年度 実績 0 件

28 年度 実績 0 件

27 年度 実績 1件 (補助金額 2,000 千円)

障害者扶養共済費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	435,409 千円	根拠法令等	長崎県心身障害者扶養共済制度条例
平成 29 年度予算	434,566 千円	仅处位下守	文啊 乐心分降音名 沃食光角 的 及 未 的

<事業目的>

心身障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあった場合、後に残された心身障害者に終身一定額の年金を支給することで、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者がいだく不安の軽減を図るための保険制度である。 (昭和45年2月1日長崎県心身障害者扶養共済制度条例)

<事業内容>

障害児(者)で、将来独立自活が困難と認められる者を現に扶養している保護者を加入者(新規加入は65才未満)とし、加入者が死亡し又は重度障害者となった後は年金として月額20,000円(2口加入の場合は月額40,000円)を支給する。

〇 弔 慰 金 加入者より先に障害児(者)が死亡した場合、一時金として加入期間に応じて、弔慰金が支給される。(一口当り)

加入期間	金 額 (H20.3.31以前の加入者)	金 額 (H20.4.1以降の加入者)
1年以上 5年未満	30,000円	50,000円
5年以上 20年未満	75,000円	125,000円
20年以上	150,000円	250,000円

^{※2}口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額が支給される。

○脱退一時金 脱退者の加入期間に応じ、脱退一時金が支給される。(一口当り)

加入期間	金 額 (H20.3.31以前の加入者)	金 額 (H20.4.1以降の加入者)
5年以上 10年未満	45,000円	75,000円
10年以上 20年未満	75,000円	125,000円
20年以上	150,000円	250,000円

^{※2}口加入の場合はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額が支給される。

〇掛 金 (1口当り)

玕	金 (1月ヨリ)	並 (1日ヨリ)				
	加入(付加)時の年齢	月 額 (H20.3.31以前の加入者)	月 額 (H20.4.1以降の加入者)			
	35歳未満	5,600円	9,300円			
	35歳以上40歳未満まで	6,900円	11,400円			
	40歳以上45歳未満まで	8,700円	14,300円			
	45歳以上50歳未満まで	10,600円	17,300円			
	50歳以上55歳未満まで	11,600円	18,800円			
	55歳以上60歳未満まで	12,800円	20,700円			
ŀ	60歳以上65歳未満まで	14,500円	23,300円			

⁽注)掛金は加入時の掛金で固定し年齢が変わっても変わらない。

○掛金援助 なお、掛金を納めることの困難な者に対しては、県において次のとおり掛金の援助を行う。(原則として1口加入者とする)

・生活保護法による保護世帯 掛金の10/10

•市町村民税非課税世帯 掛金

掛金の 5/10

·市町村民税均等割世帯

掛金の 3/10

○手 続き 市町窓口で行う。

<事業実績>

○加入者実数 450人、年金受給者 940人(平成30年3月31日現在)

■事業の経過 昭和45年度から実施

愛の県民運動費

実施主体 県		負担割合	県 10/10	
平成 30 年度予算	35,433 千円 根拠法令等		愛の福祉基金条例	
平成 29 年度予算	36,009 千円	似她伝节寺	发い簡単基金米別	

<事業目的>

障害児(者)の福祉向上を図るため、県民の理解を深め善意を結集し、障害児(者)に対する奉仕活動と基金造成のため 募金活動を行うとともに、基金積立金の運用利息等を障害者福祉施設及び在宅福祉対策等へ配分活用する。(昭和 58 年 3月15日長崎県愛の福祉基金条例)

<事業内容>

- ① 愛の県民運動事業として、基金箱の設置管理及び寄付金収納等による基金の造成と、パンフレットの配付 等による 県民への啓発活動を実施する。
- ② 心身障害者等の福祉の増進を図るため、愛の福祉事業振興補助金を福祉関係団体等へ交付し、心身障害者等の自立更生等に資する事業を援助する。
- ③ 障害者の自立更生のための各種研修事業、障害者の文化・芸術・スポーツ振興のための事業や盲導犬の訓練を実施する各種障害者福祉団体に事業費等の補助を実施する。

<事業実績>

「長崎県愛の福祉基金」の積立及び配分状況

(積立状況の上段:新規積立額 下段:取崩額)

年度	基金積立状況	基金配分状況
S46~H23	1,516,942 千円 (23 年度末現在高)	1,889,724 千円
24	1,527 △37,362	39,192
25	2,515 △37,323	39,294
26	1,656 △51,228	53,159
27	1,737 △45,403	47,221
28	1,474 △44,850	45,519
29	1,774 △43,861	44,341
= 1-	900,659 千円 (29 年度末現在高)	2,158,450 千円

愛の県民運動費 (視覚障害者日常生活訓練事業)

ſ	実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
	平成 30 年度予算	3,099 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
Ī	平成 29 年度予算	2,999 千円	似地伝节寺	地域生位义货争未关旭安闸

<事業目的>

視覚障害者に対して歩行訓練及び日常生活上必要とされる諸能力についての指導訓練を行う。

<事業内容>

- •歩行訓練
- ・家事の基本に関すること(調理、裁縫、洗濯、清掃等)
- ・家庭生活に関すること(生活設計、家族関係、育児等)
- ・コミュニケーション(点字)
- ・趣味又は教養に関すること(手芸、生花、お茶等)
- ・その他家庭生活に必要なもの

<事業実績>

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
年度	29	28	27
開催回数	260回	277回	298回
参加延人員	446人	496人	526人

■事業の経過 昭和47年度から実施

地域生活支援事業 (「障害者110番」運営事業)

実施 主体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	2,970 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	3,038 千円		1 地域主任义恢争来关地安徽

<事業目的>

障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため、常設相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼する。

<事業内容>

相談内容

- ・生命・身体に関する危害
- ・財産に対する侵害
- •相続関係
- •金融、消費、契約関係
- •雇用、勤務条件関係
- ・職場、施設での人権関係
- ・ 隣人、知人との人権関係
- ・家族、親戚との人権関係

<事業実績>

平成29年度 88件

平成28年度 79件

平成27年度 96件

■事業の経過 平成10年度から実施

愛の県民運動費 (手話通訳者設置事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	2,507 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	2,499 千円	क्ति गाँचाध्याया	2000年大大地女們

<事業目的>

手話通訳者を設置して、聴覚障害者等の家庭生活、社会生活におけるコミュニケーションを円滑にする。

<事業内容>

聴覚障害者と援護機関との伝達、仲介機能として、各種関係機関からの手話通訳の要請に応じる。

※平成18年10月より、標記事業については地域生活支援事業における「コミュニケーション支援事業」として、市町 の必須事業に位置づけられている。

置場所 県・・・県ろうあ協会(県聴覚障害者情報センター) 市町・・各市町役場において対応

■事業の経過 昭和48年度から実施(市町は平成7年度から順次実施)

愛の県民運動費 (要約筆記者養成・研修事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2	
平成 30 年度予算	844 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱	
平成 29 年度予算	916 千円		地域工作又拔事未关旭安州	

<事業目的>

手話習得の困難な中途失聴者、難聴者の福祉の増進を図る。

<事業内容>

難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得した要約筆記者の養成等を行い、 聴覚障害者の福祉の増進を図る。

<事業実績>

平成29年度実績 講習会 5名、登録者数(H30.3.31) 67名 平成28年度実績 講習会 9名、登録者数(H29.3.31) 65名 平成27年度実績 講習会 9名、登録者数(H28.3.31) 63名

■事業の経過 平成24年度から実施

愛の県民運動費(盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2	
平成 30 年度予算	1,392 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱	
平成 29 年度予算	1,392 千円	似她伝节寺	地域生值又扳事未关旭安州	

<事業目的>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図る。

<事業内容>

コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

対象者 情報とコミュニケーションが完全に遮断された「重度盲ろう者」または、通訳・介助員の支援を必要とする難聴と 弱視を併せ持つ重複障害者で利用者登録している者。

<事業実績>

平成29年度 利用者数 延べ293人 平成28年度 利用者数 延べ317人 平成27年度 利用者数 延べ678人

■事業の経過 平成15年度から実施

愛の県民運動費 (手話通訳者養成・研修事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	2,006 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	2,128 千円	一年 「日本1990(XI)	地域工作人及事未大地女們

<事業目的>

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成等を行い、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

<事業内容>

対象者に対し、必要な知識・技術等を習得させるために講習会等の方法により、基本、応用実践課程について講習を実施する。

<事業実績>

平成29年度 養成者数 36名、講師研修会 86名、登録通訳者研修会 31名、登録手話通訳者(H30.3.31) 172名 平成28年度 養成者数 41名、講師研修会 82名、登録通訳者研修会 60名、登録手話通訳者(H29.3.31) 173名 平成27年度 養成者数 27名、講師研修会 80名、登録通訳者研修会 75名、登録手話通訳者(H28.3.31) 165名

■事業の経過 平成17年度から実施

愛の県民運動費 (パソコンボランティア養成・派遣事業)

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	1,164 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要網
平成 29 年度予算	1,164 千円	似地石中寺	地似工伯人扳手未大心女啊

<事業目的>

障害者の情報バリアフリー及び社会参加の促進を図る。

<事業内容>

障害者に対し、パソコン機器の使用について関する支援を行うパソコンボランティア及び指導者を養成する。また養成したパソコンボランティア等により障害者等を対象とした講習会の開催やパソコン等に関する技術的支援を行う。

<事業実績>

年度	29	- 28	27
パソコンボランティア研修参加人員	8人	12人	16人
パソコンボランティア派遣回数	29回	25回	17回

■事業の経過 平成16年度から実施

愛の県民運動費 (障害者ピアカウンセリング事業)

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成 30 年度予算	429 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	550 千円	似她伝节寺	地域生位又扳手来关旭安শ

<事業目的>

各種の相談に対し適切なアドバイスをすることにより、障害者の福祉の向上を図り、自立更生を促進する。

<事業内容>

障害者の生活、結婚、悩み等の相談を受け、適切なアドバイスをする。また、離島等の遠隔地に専門のスタッフを派遣し、 福祉事務所、市町村と一体となって、ピアカウンセリングを行う。

<事業実績>

平成29年度 79件

平成28年度 92件

平成27年度 82件

■事業の経過 平成10年度から実施

愛の県民運動費 (オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業)

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	514 千円	根拠法令等	地域生活支援事業実施要綱
平成 29 年度予算	514 千円	似她伝节寺	地域生植义饭事未关心安啊

<事業目的>

ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用等について正しい知識を付与し、相談に応ずることにより、社会復帰を促進する。

<事業内容>

術後のアフターケア等の講習並びに補装具装着訓練等を行う。

<事業実績>

年度	29	28	27
開催回数	7回	7回	7回
参加延人員	112人	123人	122人

■事業の経過 昭和62年度から実施

愛の県民運動費 (障害者芸術祭開催助成事業)

実 施 主 体	長崎県障害者社会 参加推進センター	負担割合	県 4/5 以内
平成 30 年度予算	4,625 千円	根拠法令等	障害者基本法
平成 29 年度予算	4,625 千円	于 叮 APSWIXIT	學百名 杏华仏

<事業目的>

障害者の文化・芸術活動の振興を図り、社会への積極的な参加を促進するとともに、障害のある人とない人が交流を通じ

て「ひとつのもの」を作り上げていくことにより、互いの理解を生み、障害者福祉に対する県民への理解を広げる。

<事業内容>

障害者芸術祭の開催

開催日 平成30年12月9日(日)

会 場 とぎつカナリーホール

内 容 演舞、合唱、器楽演奏等、障害のある人とない人が一緒に集い「第九」の合唱

障害者の芸術作品展、障害者グループの即売コーナー

主 催 長崎県障害者社会参加推進センター

<事業実績>

年度	開催日	会 場	参加者数
29	平成 30 年 1 月 21 日	諫早市文化会館(諫早市)	約1,100人
28	平成 29 年 2 月 18 日	シーハットおおむらさくらホール(大村市)	約 1,200 人
27	平成 27 年 12 月 6 日	ハマユリックスホール(雲仙市)	約 1,550 人

※平成11年度から実施

※平成19年度は、「第7回全国障害者芸術・文化祭ながさき大会」として、シーハットおおむら(大村市)で開催 主催:厚生労働省、県、大村市(大会参加人数約15,000人)

人工透析患者通院支援事業

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	1,646 千円	根拠法令等	人工透析患者通院支援事業補助金実施要綱
平成 29 年度予算	1,646 千円	似她伝节寺	八二烃们总有坦阮又扳手来柵切並天爬安闸

<事業目的>

人工透析を必要とする者(腎臓機能障害により身体障害者手帳を交付されている者。以下「透析患者」という。)の透析施設への通院を支援するため、「通院介護支援センター」の運営に要する経費の一部を助成する。

<事業内容>

- (ア) 助成団体 通院介護支援センター(長崎県腎臓病患者連絡協議会が設置)
- (イ) 対象者 人工透析を必要とする者(透析患者)
- (ウ) 事業内容 透析患者の透析施設への通院を手助けする通院ボランティアと、透析患者とをコーディネートする事業を行う通院介護支援センターの運営に要する経費の一部を助成する。
 - (1)透析患者(利用者)とボランティアの登録
 - (2)透析患者(利用者)とボランティアのコーディネート
 - (3)その他、透析患者の通院介護に資する事業

<事業実績>

29 年度 送迎回数 7,539 回

28 年度 送迎回数 8,266 回

27 年度 送迎回数 7.937 回

長崎県障害者施策総合推進事業費

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	907 千円	根拠法令等	障害者基本法
平成 29 年度予算	927 千円	似她伍节寺	停告往送华伝

<事業目的>

長崎県障害者基本計画を策定するとともに、障害者への施策を総合的に推進する。

- 〇長崎県障害者基本計画(第二次改訂)
 - 計画の性格

障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画 「長崎県総合計画」及び「長崎県福祉保健総合計画」を補完する個別計画

•計画期間

平成26年度から平成30年度までの5箇年間

計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自立した生活を送り、互いに優しく接し合うことができる社会環境の中で、社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な 共生社会の実現を目指すこと。

•分野別施策(9分野)

①生活支援 ②保健・医療 ③教育、文化芸術活動・スポーツ等 ④雇用・就業、経済的自立の支援 ⑤生活環境 ⑥情報アクセシビリティ ⑦安全・安心 ⑧差別の解消及び権利擁護の推進 ⑨行政サービス等における配慮

<事業内容>

○長崎県障害者基本計画に基づき、障害者施策の一層の推進を図る。

障害者施策推進協議会の開催

・協議会 年1~2回程度

学識経験者、障害者関係団体、福祉·保健関係団体、公募委員等

・内 容 長崎県障害者基本計画に基づいた事業の進捗管理と推進方策の検討 ※平成30年度は、次期長崎県障害者基本計画を策定する。

<事業実績>

開催回数	平成29年度	平成28年度	平成27年度
長崎県障害者施策推進協議会	2回	1回	1回

障害者差別対策事業費

	実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
	平成30年度予算	8,823 千円	根拠法令等	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条
İ	平成 29 年度予算	8,987 千円	仅处在节节	例

<事業目的>

隨害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の推進

<事業内容>

障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営、障害のある人に対する理解促進のための啓 発等を実施する。

- ○地域相談員及び広域専門相談員の設置
- ○調整委員会及び推進会議の開催
- ○普及啓発

<事業実績>

○差別に関する相談対応件数

	H29	H28	H27
相談件数	43 件	47 件	76 件

- ○県の広報媒体を活用した県民への周知:県広報誌、テレビ、ラジオ等による広報
- ○研修会等の開催(福祉団体、事業者、各市町障害者相談員、行政職員等)

	H29	H28	H27	
研修会等開催回数	11 回	12 回	10 回	

○活動報告書の作成

広域専門相談員や地域相談員が対応した差別の事例をとりまとめた活動報告書を毎年度作成(H27年度~)

- ○県ホームページによる情報提供
 - ・行政期間の職員向け「障害のある人への応対のしおり」
 - ・長崎県における障害を理由とする差別をなくすための対応要領(障害者差別解消法関係)
 - 相談活動報告書

精神障害者医療対策費

実 施 主 体	県	負担割合	措置入院医療:国 3/4 県 1/4 自立支援医療(精神通院医療):国 1/2 県 1/2
平成 30 年度予算	3,067,165 千円	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の
平成 29 年度予算	3,037,052 千円	似她还可寻	日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

<事業目的>

精神障害者等の医療及び保護を行い、その社会復帰を促進し、並びにその発生の予防そのほか県民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者等の福祉の増進及び県民の精神保健の向上を図る。

<事業内容>

1. 精神障害者の保護

自傷他害のおそれのある精神障害者の診察並びに入院措置を行い、適正な医療及び保護を図る。

2. 精神障害者の医療

措置入院患者並びに通院患者の医療費の公費負担を行い、適正医療の促進を図る。

3. 精神障害者の人権擁護

精神病院に入院している精神障害者の処遇、入院の要否等について審査機関で審査を行うとともに、定期的な病状の把握、精神病院の実地指導、必要に応じた実地審査等を行い、適正な医療の推進を図る。

<事業実績>

ナルンのは、			
年 度	29	28	27
精神障害者の保護申請通報件数(4月~3月)	件 193	211	206
措置入院患者数(3月末現在)	人 14	23	19
自立支援医療(精神通院医療)給付決定件数 (前年度3月~2月)	件 18,739	18,324	18,359
精神病院数及び病床数(6月末現在)	病院 37 病床 7,846	37 7,842	37 7,869

精神科救急医療システム整備事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	37,929 千円	担地社会体	精神科救急医療システム整備事業実施要綱
平成 29 年度予算	38,297 千円	根拠法令等	THTTTTX 心区原ンハノム並開 ず未天旭女神

<事業目的>

精神科病院及び精神病床を有する病院等の協力を得て、休日等に発生する精神疾患の発症、症状の急変等により速やかに医療及び保護が必要な者に対して、迅速かつ適切な診療を行い、必要に応じ入院させることができる体制の確保とその円滑な運営を図る。

<事業内容>

日曜・祝祭日、年末年始(9:00~翌 9:00) について、「精神科救急医療圏域」毎に病院群輪番方式による精神科救急 医療体制を整備し、相談・診療及び入院に対応する。 また、本事業の円滑な実施のため、長崎県精神医療センター内に設置した「精神科救急情報センター」において、24時間365日、精神障害者又は家族等からの精神医療相談に対応する。

なお、本システム事業の円滑な運営に資するため、精神科病院協会、医師会、公的病院、関係行政機関等による「長崎 県精神科救急医療システム連絡調整委員会」を設置している。

<事業実績>

(単位:件)

年度	疖	院群輪番方	式	精神科救急情報センター
	電話相談	受診件数	うち入院者数	電話相談受理件数
29	62 119		48	1,509
28	62	124	65	1,595
27	78	130	57	2,074

精神科救急医療センター運営事業

実 施	主	体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成 30	年度予	算	17,374 千円	根拠法令等	精神科救急医療システム整備事業実施要綱
平成 29	年度子	算	17,374 千円	于中国政政	

<事業目的>

長崎県精神医療センター内に精神科救急医療センターを設置し、24時間365日、重度の精神急性期患者に良質な医療を提供する。

<事業内容>

かかりつけ医、病院群輪番方式の当番病院と連携し、24時間365日、精神科急性期患者の受け入れに対応するため、 医師等を常時配置するとともに、2床以上の空床を確保する。

<事業実績>

(単位:件)

年度	時間外救急の	うち入院件数
	対応件数	
29	148	82
28	159	123
27	202	106

精神障害者社会参加促進事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	5,816 千円	根拠法令等	障害者総合支援法、地域生活支援広域調整会議等事業 実施要綱、地域移行・地域生活支援事業実施要網
平成29年度予算	6,082 千円		社会参加促進事業実施要綱

<事業目的>

平成26年度まで「障害者の明るいくらし促進事業」「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として実施。

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、又、コミュニケーション、文化・スポーツ活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的にかつ効果的に実施し、障害者に対する国民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。

<事業内容>

(1) 精神障害者地域移行社会参加推進協議会

地域の関係機関がお互いの役割を理解し、地域の社会資源等の情報共有及び地域の課題抽出、検討を実施。

(2) 圏域コーディネーターの設置

県立保健所を圏域コーディネーターとして位置づけ、地域移行・地域定着に向けた事業の実施。

(3) ピアサポートの養成

精神障害者自ら相談対応できるようになるなど、当事者の力を引き出し、活かすための講座等を実施。

(4) 病院学習会の実施

入院中の患者を対象に、ピアサポーターを活用し、退院後の生活について説明等行い退院を促す。

(5) 精神障害者ボランティア活動支援事業

精神障害者の社会復帰に向けた、地域住民の理解を促進するため地域のボランティアグループを支援。

(6) 精神障害者スポーツ大会

精神障害者同士の交流の場としてスポーツ大会を開催し、社会復帰を促進。

(7) 家族相談員機能強化事業

精神障害者家族が、地域の相談員として必要な援助を行うための研修会の実施。

(8) 当事者力活用促進事業

精神障害者の相談員の育成を促進する為に、当事者団体による研修会に補助を実施。

(9) 精神障害者家族支援強化促進事業

精神障害についての家族の理解と、家族への相談支援体制を強化するため、家族会に研修会に補助を実施。

しまの精神医療特別対策事業

実 施 主 体	県	負担割合	県 10/10
平成30年度予算	13,788 千円	根拠法令等	しまの精神医療特別対策事業費補助金交付要綱
平成29年度予算	13,788 千円	似地伝节寺	しよの相呼区別行別対象事業負制の並集門安橋

<事業目的>

精神科無医地区である上五島地域において、精神科医師を派遣・常駐させ、外来診療及び精神保健相談を行い、精神保健医療対策の充実を図る。

<事業内容>

- ア. 関係機関の協力を得て、精神科医師を、上五島病院へ常駐派遣するとともに、保健所の医師としても併任している。
- イ、医師は、週4日は上五島病院で外来診療に従事し、1日は上五島保健所で精神保健相談事業に従事している。
- ウ. この事業の経費については、「しまの精神医療特別対策事業運営費補助金」として、補助している。

こころの緊急支援対策システム整備事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	1,649 千円	根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
平成29年度予算	1,883 千円		情TT 不足及U情TTP百日間型に関する位件

<事業目的>

学校内外で、多くの子どもたちにこころの傷(トラウマ)を生じかねないような事件・事故等が発生した直後の緊急時に、教育委員会や学校の要請に基づき、専門家チームを派遣することにより、こころの応急措置を行い、2次被害の拡大防止を図る。こころのケアを行う専門家チームを構成し、要請に基づいて緊急に現地に派遣する体制を整備する。

<事業内容>

小・中・高等学校(私立を含む)等へ精神科医師・小児科医師・臨床心理士・保健師・看護師等からなるこころの専門家チームを派遣し、こころの応急処置と2次被害の拡大防止を図るため、次の支援を行う。

ア こころのケアの必要性の評価とケアプラン策定の手助け

- イ 教職員への助言・心理的サポート
- ウ 保護者等への子どものこころのケアについて説明

- エ 児童・生徒と関係者への応急対応
- オその他

<事業実績>

CRT出動状況

29年度 0回

28年度 0回

高次脳機能障害支援普及事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	3,679 千円	根拠法令等	障害者総合支援法、高次脳機能障害及びその関連障害
平成 29 年度予算	5,038 千円	似地位力于	に対する支援普及事業実施要綱

<事業目的>

交通事故等により脳に受けた損傷が原因で、記憶障害などが生じる高次脳機能障害者に対し、高次脳機能障害支援センターにおける専門的な相談支援や地域における高次脳機能障害支援体制の整備等を行い、在宅生活支援や社会的自立の促進を図る。

<事業内容>

- ア 高次脳機能障害支援センターにおける専門的な相談支援
- イ 高次脳機能障害者通所訓練事業の実施
- ウ 相談支援体制の整備
 - •一次相談窓口としての保健所・市町との役割確認と連携体制の整備
 - •保健所及び市町担当者の研修実施
 - ・地域の関係会議及び協議会等での高次脳機能障害支援の普及啓発
- エ 高次脳機能障害に関する研修会の企画・開催、講師派遣
- 才 家族会支援
- カ 医療機関及び福祉施設の高次脳機能障害支援事業への取り組み促進 ・医療関係者、福祉施設従事者等への研修等
- キ 高次脳機能障害支援ピアサポートの支援
- ク 連絡協議会の開催
- ケ 高次脳機能障害者の就労に向けた支援
- コ 小児高次脳機能障害専門部会の開催

<事業実績>

- (1)長崎こども・女性・障害者支援センターを支援拠点機関とし、専門的相談支援の実施
- (2)各保健所単位における地域支援体制の整備
- (3)医療福祉関係者へのシンポジウム・研修会の開催
- (4)連絡協議会の開催
- (5) 支援センターにおいて「高次脳機能障害者通所訓練事業」を開始(平成20年7月~)
- (6)家族会(脳外傷『ぷらむ』長崎)支援
- (7) 高次脳機能障害支援ピアサポートの支援
- (8) 小児高次脳機能障害の支援実例を通した体制整備の検証、高次脳機能障害児の支援ガイドブックの作成
- (9)障害サービス事業所の高次脳機能障害者への支援実態調査の実施

地域連携児童精神医学講座開設事業

	実 施 主 体	県	負担割合	国 10/10
İ	平成 30 年度予算	30,000 千円	根拠法令等	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要
	平成 29 年度予算	30,000 千円	似她伝节寺	網

[※] 平成27年度予算額は補正予算額を記載。

<事業目的>

児童・青年期精神医学の専門医師の要請と地域の児童精神医療に関する研究を行うために長崎大学に講座を開設する。

<事業内容>

- (1)教育:児童青年医学専門医師の養成
 - •医学生、大学院生、精神科医師への講義、演習、臨床実習等を実施
- (2)研究:子どもの診療に関わる他職種への研修
 - ・医師、看護師、心理士、精神保健福祉士等へのネット研修会のシステム構築
- (3)支援:長崎県内の地域への支援
 - ・地域連携児童精神医学講座実施研修、児童相談所業務に関わる医学診断、発達障害児への支援に関する講義等を実施

依存症対策総合支援事業

実 施 主 体	県	負担割合	国 1/2 県 1/2
平成30年度予算	5,018 千円	根拠法令等	依存症対策総合支援事業要綱
平成29年度予算	<u> </u>		似于此对泉稻百义该事未安神

<事業目的>

依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の構築・整備を図る。

<事業内容>

- (1)依存症対策ネットワーク協議会の開催
 - ・関係機関の相互理解と連携強化及び、官民協働した取組みの推進
- (2)依存症専門相談員の配置
 - ・長崎こども・女性・障害者支援センターに相談員を配置し、相談拠点の設置
- (3)医療連携体制の整備
- ・依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定及び医療提供体制や医療機関の連携体制の整備
- (4)研修会の開催
 - ・依存症患者等に対する支援を行う人材の養成
- (5)依存症の治療・回復支援
 - ・依存症患者の回復支援プログラム等の実施
- (6)依存症患者の家族支援
 - ・依存症患者の家族に家族教室の開催、個別相談支援の実施
- (7)民間団体活動支援
 - ・民間団体が行う講演会、相談会等の支援の実施